

○財務省告示第三百十一号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年八月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣臨時代理
國務大臣菅直人

(別表)

									年動債利 率・券付 十ヶ国 五変庫	称国 債の名	
第二十四回	第二十三回	第二十二回	第二十五回	第十六回	第十五回	第八回				記号	
四億円	七十億円	一億円	四十六億円	六十五億円	十億円	一億円	二百四億円	三十億円	十億円	総額 額面金額の	
九十九円三十八銭	九十九円二十六銭	九十九円二十一銭	九十九円九十一銭	九十九円八十三銭	九十九円八十二銭	九十八円十八銭	九十六円九十八銭	九十七円二十銭	百円十六銭	たりの買入価格 額面金額百円 相当	

	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合 計	第四十八回	第四十六回	第四十三回	〃	第三十九回	第三十八回	第三十七回	〃	第三十六回	〃	〃	第三十五回	第三十二回	第二十八回
八百一億円	五十億円	五十億円	十三億円	四億円	三億円	十二億円	六十五億円	五十億円	十九億円	十五億円	五億円	二十三億円	一億円	
	百二円五錢	九十九円八十三錢	九十九円二錢	九十九円三十二錢	九十九円三十錢	九十六円八十五錢	九十五円九十八錢	九十四円二十四錢	九十四円十九錢	九十四円六十二錢	九十四円六十錢	九十四円三十五錢	九十五円七十五錢	